

デカセギ日系ブラジル人と年金制度

——年金適用に関する基礎的調査の分析を基に——

玉 川 淳

目次

1. はじめに
2. デカセギ日系ブラジル人の在留
3. デカセギ日系ブラジル人の年金適用に関する基礎的調査の結果
4. 調査結果に対する考察
5. 今後の調査課題等

1. はじめに

一般にデカセギといわれる就労を目的としたブラジル等からの日系人の日本在留が本格的に始まってから、15年余りが経過した。

この間に、バブル経済が崩壊し、企業のリストラも進んだことから、受入れ当初に見られた全国的な労働力不足の状態は消失し、失業率は大幅な上昇を記録した。しかしながら、いわゆる3K（キツイ、キタナイ、キケン）と呼ばれる仕事の存在もあって、日系人のデカセギは我が国社会に定着したものとなりつつある。また、今後、更なる労働力人口の減少が見込まれるとともに⁽¹⁾、諸外国とのFTA（自由貿易協定）の締結に伴う労働力移動の規制緩和もある程度想定される中で、試行事例的な意味合いも有するデカセギ日系人への対応は、引き続き注目されるべきものと考えられる。

本格的な受入れが始まって15年の歳月が経過する中で、日系ブラジ

ル人をめぐる問題は、悪質な就労ブローカーなど雇用関係に直接起因する問題から、ゴミの出し方など生活上の問題、子弟の教育問題などへと拡大を見せていった。今後、青年期、壮年期に来日したデカセギ者が高齢化を迎えていく中で、年金などの社会保障もより大きな問題となっていくものと予想される。

社会保障制度の理念は、社会保障制度審議会が平成7年に行った勧告⁽²⁾において指摘されているように、「広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と考えられるが、どのような手段、方法によりそうした保障を実現するのか、その財源をどのように調達するのか等については、その国の基本的な立法政策に多くを委ねざるを得ない。

しかしながら、経済のグローバル化が進展する中で、労働力の国際移動も加速しつつある。このためこのような国際移動を行った人々に関して、移動先の国の社会保障制度と移動前の国の社会保障制度のうち、いずれによりその生活の保障を図ることとし、そのために必要な調整を進めるかは今後ますます重要な課題となるものと考えられる。

これまで、デカセギ日系人の社会保障との関わりについては、救急医療を始め医療保障への対応が喫緊の課題として論じられてきたが、本稿では保険料の負担と給付の受給に大きな時間的ずれが生じやすいという意味で長期保険という性格を有する年金制度への対応について論じることとしたい。

日本とブラジルの両国の年金制度の適用について調整を進めていくためには、デカセギ者が自らの高齢期をどこでどのような形で迎えようとするのかといったデカセギ者自身のライフプランの把握が必要となる他、デカセギ者が本国で主としてどのような就労形態にあり、どのような年金制度に加入していたのか、我が国でどのような就労形態にあり、どのような社会保険制度に加入しているのかといった情報も必要となる。

このうち、我が国における就労の実態や社会保険制度の適用については、地方公共団体等による実態調査が行われつつあるが⁽³⁾、デカセギ者の訪日前の就労等の状況や帰国後の生活状況については、ブラジルでデカセギ者が集合するような機会もほとんどないこともあり、これまであまり実態面に関する調査が行われてこなかった。

こうした状況の下、昨年、筆者はサンパウロのCIATE（国外就労者情報援護センター）⁽⁴⁾と共同でデカセギ目的の訪日予定者の実態について調査を実施した。

本稿では、はじめに日系ブラジル人の在留について概観した後、筆者等が実施した調査の結果について報告し、当該結果に関して考察を加えるとともに、今後残された課題について指摘することとしたい。

2. デカセギ日系ブラジル人の在留

明治41年（1908年）6月に最初の移民を乗せた笠戸丸がサンパウロ州のサントス港に到着してから、日本からブラジルへの移住が始まった。第二次世界大戦中に中断があったものの、戦前に約19万人、戦後に5万人強の合計24万人強の渡航者があったとされる。

その子孫は、最近では5世、6世にまで達し、ブラジルは約150万人という世界最大の日系社会を抱えている⁽⁵⁾。

このような日本からブラジルへという人の流れが逆転を見せるようになったのは、平成になってからである。

平成2年に施行された出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）の一部改正⁽⁶⁾により、日系人に対して就労等の制限のない在留資格が認められるようになってから、日本へのデカセギが急激に増加した。

我が国に在留する外国人は、入管法及び他の法律に特別の規定がある

場合を除き、上陸許可若しくは取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされている（入管法第2条の2第1項）。

また、在留資格を持って在留する者は在留資格に応じた活動、身分若しくは地位を有する者としての活動を行うこととされ、在留資格により在留期間が定められている（入管法第2条の2第2項）。

多くの在留資格においては、特定の活動に限って就労が認められたり、そもそも就労が認められない在留資格として付与される。我が国に在留する外国人が付与された在留資格以外の就労活動を許可を受けることなく専ら行っていた場合には不法就労となり、退去強制手続が執られることとなる。一方、一定の身分又は地位を有する者として在留が認められる場合もあり、この場合は、就労活動に対しても制限は行われない。（入管法別表第2）。

一般に、日系ブラジル人については、「日本人の配偶者等」又は「定住者」への適用が考えられる。日本人の配偶者等とは、日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者をいう。本人の出生後、父又は母が日本国籍を離脱しても構わないとされる。

また、定住者とは、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者をいうが、平成2年法務省告示第132号により、7つの場合が示され、このうち日系人に関係するのは次のとおりである。

- ・日本人の子として出生した者の実子（日系2世）
- ・日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子（日系3世）
- ・日本人の子として出生した者又は一年以上の在留期間を指定されている定住者の配偶者
- ・日本人又は一定の外国人（一定以上の在留期間を指定される定住者

等)の未成年で未婚の実子

平成16年末現在のブラジル国籍の外国人登録者数は、28万6,557人であり、そのうち8万2,173人が日本人の配偶者等、14万4,407人が定住者の在留資格で在留している⁽⁷⁾。

なお、厳密な意味では日系ブラジル人に該当しないとも考えられるが、ブラジルに移住した日系一世が帰国して就労している場合や、日系二世としてブラジルで出生したが日本国総領事館に日本人として留保届⁽⁸⁾がなされて日本国籍を取得し、日本国旅券で入国して就労している場合など、統計上は日本人として処理されているブラジルから日本への移動もかなりの規模で存在すると考えられている。

これだけの規模で我が国へのブラジル人の在留が定着してくると、前述のように、デカセギという直接の目的であった就労関係をめぐる諸問題から、近隣の住民との関係、さらには子弟の教育の問題など様々な問題が生じてくる。

社会保障制度に関しては、従来は、医療保険制度の適用といった短期保険の問題が注目されてきたが、日本での滞在期間が長期化するとともに、デカセギ者が高齢期をどのように迎えるのか、また、その際の所得保障への備えが進められているのかといった長期的な視点からの問題も重要性を帯びてくる。

これらの問題は、我が国が文化や社会制度の異なる国から、労働力を受け入れる以上、避けて通ることができない問題であり、今後FTA等を通じて外国人労働者の受入れ緩和がなされる場合には、日系ブラジル人への対応を参考として対処方針が検討されることとなるものと思われる。

3. デカセギ日系ブラジル人の年金適用に関する基礎的調査の結果

筆者は、いわゆるデカセギ目的で我が国に滞在しようとする日系ブラジル人のブラジル本国における就労状況や今後の生活設計に対する認識を明らかにすることを目的として、サンパウロのCIATEと共同で、デカセギ日系ブラジル人の年金制度への加入実態に関する調査を実施した。

調査の対象としたのは、デカセギ目的による訪日準備のために、CIATEを訪れ、又は同センターがブラジル各地において開催したセミナーに参加した日系ブラジル人及びその家族である。

調査の期日は平成17年3月15日から5月15日までとし、同期間中にCIATE（又はその出張セミナー⁽⁹⁾）を訪れた者に対し、調査票を配布し、その場で記入してもらい回収を行った。また、調査結果の集計は、筆者が行うこととした⁽¹⁰⁾。

有効回答総数は218であり、以下では、調査結果の概要について紹介することとしたい。なお、調査項目は、①回答者の属性、②ブラジルにおける就労経験、③日本での滞在予定に大別することができる。調査票は、別添として末尾に添付することとした（実際には、ポルトガル語に翻訳したものを使用している。）。

(1) 回答者の属性

①回答者の年齢

最年少は16歳、最高齢は81歳で、平均は36.2歳であった。

表1 回答者の年齢構成

(N=216)

19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
14人	67人	36人	54人	28人	17人

②回答者の性別

男性が49.5% (108人), 女性が50.5% (110人) とほぼ同数であった。

③日系何世か

日系2世が40.3%, 日系3世が36.1%で合わせると全体の4分の3を占めている。

表2 日系何世に当たるか

(N=216)

日系1世	日系2世	日系3世	日系4世	非日系人
10人	87人	78人	4人	37人

④現在の家族数

4人が26.0%, 3人が23.3%で、合わせるとほぼ半数を占める。家族数の最大は11人で、平均は4.1人であった。

表3 現在の家族数

(N=215)

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7～8人	9人以上
2人	33人	50人	56人	39人	15人	14人	6人

(2) ブラジルにおける就労経験

①ブラジルでの就労経験

回答者のうち91.7% (200人) が就労経験を有し, 8.3% (18人) は就

労経験がなかった。

②ブラジルでの就労年数

就労経験があると回答した者のうち、5年未満の就労経験の者が約2割、5年から10年の者が4分の1強を占めるが、11年から20年の者も4分の1弱、21年以上の者も3割あった。なお、最長年数は50年で、平均は15.6年であった。

表4 ブラジルでの就労年数

(N=196)

1～2年	3～4年	5～6年	7～8年	9～10年	11～15年	16～20年	21～30年	31年以上
18人	24人	20人	12人	19人	22人	23人	33人	25人

③労働手帳の所持

本調査では、就労経験があると回答した者のうち、91% (181人) が労働手帳を所持しているとし、労働手帳を所持していないとしたのは9% (18人) にとどまった。

④最近の就労形態

直近の就労形態については、回答者の53.4% (93人) が会社員、25.9% (45人) が自営業者、9.8% (17人) が公務員と回答した。

⑤最近の仕事内容

ブラジルにおける直近の仕事内容については、事務が35.6%を占め、サービス業の18.9%、専門的・技術的職業の18.2%がこれに続く。

表5 最近の仕事内容

(N=132)

専門的・技術的職業	24人
管理的職業	8人
事務	47人
販売	16人
サービス業	25人
保安職	1人
農林漁業	1人
運輸・通信	6人
生産工程・労務	4人

⑥最近の就労の労働手帳への記録

直近の就労が労働手帳に記載されているかについては、回答者の62.1% (113人) が記録されていると回答し、記録されていないとしたのは37.9% (69人) であった。

⑦最近の就労による月収

300レアル～699レアル⁽¹¹⁾ が26.3%と最も多いが、700レアル～1199レアル、1200～1799レアルもそれぞれ2割を超えた。

表6 最近の就労による月収

(N=175)

300レアル未満	300～699レアル	700～1199レアル	1200～1799レアル	1800～2999レアル	3000レアル以上
15人	46人	41人	42人	24人	7人

(3) 日本での滞在予定

①日本滞在の予定年数

回答者のうち、2年、3年、5年と回答した者がそれぞれ約4分の1

論 説

つつあるが、予定年数を10年とする者も7%ある。平均予定年数は、3.79年であった。

表7 日本での滞在予定

(N = 143)

1年	2年	3年	4年	5年	6~9年	10年以上
11人	36人	36人	14人	34人	2人	10人

②家族同伴で訪日するか

回答者のうち、配偶者と訪日、子どもはいない、配偶者・子どもともいないとするものがそれぞれ4分の1弱を占めるが、配偶者、子どもともにブラジルとする者も1割強ある。

表8 家族同伴の予定

(N = 160)

配偶者も子どもも日本で一緒に生活	33人
配偶者は日本で一緒に生活するが、子どもはブラジル	8人
配偶者も子どももブラジル	20人
配偶者は日本で一緒に生活するが、子どもはいない	36人
配偶者も子どももいない	40人
その他	23人

③日本の仕事内容についての説明

回答者のうち、日本での仕事内容について説明を受けたとする者は63.7% (107人) であるのに対し、説明を受けていないとする者は37.3% (61人) であった。

④日本で予定している仕事内容

回答者の7割弱が生産工程・労務としており、21%を占めるサービス業がこれに続く。

表9 日本で予定している仕事内容

(N = 105)

専門的・技術的職業	0人
管理的職業	1人
事務	6人
販売	2人
サービス業	22人
保安職	0人
農林漁業	0人
運輸・通信	1人
生産工程・労務	73人

⑤日本での予定月収

15～19万円が36%と最も多いが、聞いていないと回答した者も約3割を占めている。

表10 日本での予定月収

(N = 165)

15万円未満	15万～20万円	20万～30万円	30万円以上	聞いていない
2人	36人	59人	15人	53人

4. 調査結果に対する考察

サンパウロのCIATEは公的就労斡旋も担っているが、同センターには、日本の労働情報の提供のほか、日本での生活全般に係る多様な相談や日本語講座などさまざまな支援を求めて人々が訪問してくる。

このような情報を求める者は、初めてデカセギで訪日するものが多いと思われるが、表1のようにその年齢層は多岐にわたっている。

定住者の在留資格は、原則として日系3世までにしか付与されないこ

論 説

とから、表2のとおり日系2世や日系3世が多いが、一般に日系3世では日本語を話せる者の割合はかなり低下すると言われている。なお、非日系人が17.1%を占めているが、日系人等の配偶者として訪日を準備しているものと考えられる。

訪日予定者は、9割以上がブラジルでの就労を経験しているが、19歳以下が6%程度いることを考慮すれば、就労年齢に達している者はほとんど就労した経験を持っているものと言える。

就労年数は個人差が大きいが、これは回答者の年齢層が多様なことが影響しているものと考えられる。

ここで、労働手帳について簡単に説明することとしたい。

ブラジルでは、労働者は労働省の発行する労働手帳を所持し、使用者は雇用の際に賃金、勤続開始の日と終了の日を記入し、署名しなくてはならないこととされている。

労働手帳は、ブラジルの労働者が労働法の保護を受け、年金等の社会保険制度の受給者となる前提となる基礎データを証明するものであるが、労働手帳に記載のある正式な雇用が行われた場合、給与と比較しても相当な規模の社会分担金が徴収されるため、労働者のうちかなりの人々が労働手帳への記載のない形で働いていると言われている。

デカセギのための訪日前に、ブラジルにおいて雇用者として年金制度に加入していたかどうかは、この労働手帳への記載を見れば分かることとなる。

したがって、労働手帳所持者が9割以上あるということは、デカセギ日系ブラジル人のかなりが正規雇用者としてブラジルの年金制度に加入していたことを示すものと考えられる。

次に、ブラジルでの就労の内容については、表5のとおり事務や専門的・技術的職業、サービス業といったものが中心となっているが、日本で予定している仕事内容のほとんどは表9のとおり生産工程・労務（い

わゆる工場労働者と想定される。)となっており、ほとんど従前の仕事内容と関連を持たないことが分かる。

彼らが訪日を決意するのは、日本とブラジルの月収の違いである。生活に係る経費の水準も大きく異なることから単純に比較することは適当ではないが、それでも工場労働者としての労働を通じて、ブラジルにいるときの数倍の賃金を得ることが期待されているのである⁽¹²⁾。

ただし、彼らが日本での生活についてどの程度具体的なことを把握しているかは極めて疑問である。何故ならば、例え簡単なものであったとしても仕事内容の説明を受けたとする者は約6割にとどまっているからであり、詳細な状況についてまで説明を受けているとは想定できないからである。

最後に、日本での滞在予定は平均で4年弱といったところであるが、一般に予定年数よりも実際の滞在年数の方が長期化する傾向にあると言われており、この点が後述する脱退一時金との関係で問題となる。

5. 今後の調査課題等

今回実施した調査は、比較的短期間の調査であったこと、CIATEの活動を知って訪問していること自体かなり周到な準備をしている者であること、調査票記載の説明が不十分で意図していない重複回答が多かったことなど、必ずしも万全な調査であったとは言えない。

しかしながら、これまでその全体像が把握されていなかったデカセギ目的の日系ブラジル人家族の訪日前の状況について、ある程度明確にしたと評価できるのではなからうか。

今後は、調査期間の長期化等により有効回答数を増やすとともに、ブラジルの年金制度について調査を進め、より具体的な適用状況について明らかにする必要があるものと思われる。また、訪日予定者が、日本で

の在留を経てブラジルに帰国し、その後どのような生活を営むこととなったか追跡できれば、今後の政策立案に当たっての有効な判断材料となろう。直ちにそのような追跡調査を実施することは困難な側面もあるが、少なくともデカセギ経験者がブラジルに帰国後どのような状態にあるかを調査することは、我が国に在留中にどのような対応を図るべきか検討するに当たっては不可欠なものと考えられる。

ここで、我が国の年金制度における外国人の脱退一時金の関係について整理しておくこととしたい。

我が国は、昭和 56 年度改正により国民年金法等の 4 法律における国籍要件を撤廃し、日本国内に住所を有する外国人にも国民年金に加入する途を開くとともに、平成 6 年度改正において外国人の脱退一時金制度を設け、さらには平成 10 年以降、諸外国と社会保障協定の締結を進め、二重加入の防止と年金加入期間の通算を図っている⁽¹³⁾。

ブラジルについては、未だ我が国と社会保障協定が締結されていないことから、現時点においてデカセギ日系ブラジル人に関し特別な制度の適用が考えられるのは、外国人の脱退一時金制度だけである⁽¹⁴⁾。

脱退一時金制度は、短期に在留する外国人について、保険料を納めているものの老齢年金の受給に結び付かず、保険料が掛け捨てになる場合があることから、国民年金又は厚生年金保険に 6 か月以上加入していた外国人に対し、帰国後 2 年以内に請求を行ったときには、本人負担部分保険料に相当（3 年分を上限）する脱退一時金制度を支給するというものである（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）附則第 9 条の 3 の 2、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 29 条）⁽¹⁵⁾。

この脱退一時金が 3 年分を支給の限度としているのは、

- ①脱退一時金はあくまで特例的、例外的な措置であって、長期的なものとして考えることは適当でないこと
- ②期間が定められている在留資格期間の最長期間は 3 年以内となってい

ること

③一時金の対象となる出国者の大部分が、3か月以内であったことといった理由によることとされている⁽¹⁶⁾。

しかしながら、平均で3.8年という今回の訪日予定者の意向にも見られるように、実際の滞在年数は3年を大きく上回る場合が多いものと予想される。

もとより二国間の社会保障制度の調整は、本来的には社会保障協定の締結に基づき、二重加入の防止と年金加入期間の通算を軸に調整されるべきものと考えられるが、これまで社会保障協定を締結したのは、すべてOECD加盟国であり、中進国、開発途上国といったデカセギ目的による訪日は、未だ対応がなされていない。

国庫負担分を伴う年金受給権の発生に必要な加入期間の短縮については、国内の被保険者との平衡を何より重視すべきものとするが、保険料部分の返還に限れば3年という上限を緩和する余地があるのではないかと。

昨今では、特区制度等により、5年といった3年を超える在留期間が認められる事例も生じているし、このような見直しにより結果として掛け捨て感が薄まり、低調な加入率が改善することも期待できるのではないであろうか⁽¹⁷⁾。

注

- (1) 平成16年の労働力人口は総務省「労働力調査」によれば、6,642万人であったが、厚生労働省の推計によれば平成27年には6,596万人、平成37年には6,296万人に減少する見込みである。
- (2) 平成7年7月4日社会保障制度審議会勧告「社会保障体制の再構築（勧告）——安心して暮らせる二十一世紀の社会を目指して——」
- (3) 例えば、三重県生活部国際室が三重県の企業で働く日系人を対象者として平成17年3月に取りまとめた「外国人労働者実態調査報告書」や財団法人産業雇用安

論 説

定センターが取りまとめた「日系人就労者等アンケート調査」などがある。

- (4) Centro de Informação Apoio ao Trabalhador no Exterior. 我が国では「日伯雇用サービスセンター」と呼ばれる。日系人就労者の保護を図るため、日本とブラジルの間に公的就労経路を確保すべく、1992年にブラジル国の法人として設立。日本での就労を希望する日系人に対し、各種の情報提供活動を実施している。理事長は、二宮正人サンパウロ大学法学部教授。
- (5) ブラジル地理統計院によれば、2005年現在のブラジルの人口は1億8352万人と推計されている。このため、単純に計算すると、総人口に占める日系人の比率は0.8%程度となる。
- (6) 当該改正の趣旨については、日系人は地縁、血縁等を通じて以前の我が国との結び付きが残存し、親族訪問等の機会も多いことから、在留活動に制限がない在留資格を認めることが適当であるとされたことによるものと説明されている。
- (7) 法務省入国管理局編『平成17年版出入国管理』。
- (8) 国籍法（昭和25年法律第147号）第12条、戸籍法（昭和22年法律第224号）第104条第1項。
- (9) CIATEの出張セミナーは、パラナ州マリンガ市及びクリチバ市において開催された。
- (10) 併せて、デカセギ目的の日本滞在からブラジルに帰国した者に対して、同様の調査方法により日本における就労状況や年金制度加入状況に関する調査も企画したが、結果的に回答者数5人にとどまり十分なデータが得られなかった。
- (11) 平成17年12月末現在で1レアルは50円程度である。したがって、300レアルは1万5000円程度、700レアルは3万5000円程度、1200レアルは6万円程度、1800レアルは9万円程度、3000レアルは15万円程度となる。
- (12) もっとも、2004年度の年間1人当たりGDPが3,331ドル、調査時の最低給与（月額）が260レアルであることを考慮すれば、日系ブラジル人は、ブラジル国内において相対的に高い所得を得ているものと言える。
- (13) これまでに社会保障協定を締結したのは、次の6か国である。
 - ドイツ（平成10年4月署名、平成12年2月発効）
 - イギリス（平成12年2月署名、平成13年2月発効）
 - 韓国（平成16年2月署名、平成17年4月発効）
 - アメリカ（平成16年2月署名、平成17年10月発効）
 - ベルギー（平成17年2月署名、平成18年度中の発効を目的）

フランス（平成17年2月署名，平成18年度中の発効を目的）

このほかに，カナダ，オーストラリア，オランダと政府間で交渉中とされる。

- (14) 日系1世のうち日本国籍保有者については，海外居住期間中も国民年金に任意加入できることとされ，当該期間についてはいわゆるカラ期間として受給資格期間に算入できることとされていることから（国民年金法附則第5条），受給できる額は低額にとどまるものの，短期間のデカセギによる滞在であっても老齢基礎年金の受給につながる。
- (15) 『六訂国民年金厚生年金保険改正法の逐条解説』149-153頁，399-402頁。脱退一時金が支払われる前提として，デカセギ者が日本で公的年金に加入し，保険料を納めていたことが必要となるが，三重県生活部国際室がとりまとめた「外国人労働者実態調査」によれば，国民年金への加入者が4.8%，厚生年金への加入者が8.6%，共済年金の加入者が1.9%にとどまっている。
- (16) 平成6年11月1日参議院内閣委員会における武藤敏郎政府委員の答弁（第131回国会参議院内閣委員会会議録第3号3頁）。
- (17) ただし，デカセギ日系人が定住傾向を強めつつある中で，脱退一時金を受けとることによりそれまでの加入実績を清算することについては，より慎重な選択を行う必要のあるものと考ええる。

訪日予定者用

調 査 票

このアンケートは、皆さんの日伯両国の年金の加入実態を統計的に明らかにした資料の作成を目的として実施するものであり、統計以外の目的に使用されることはなく、また、無記名のアンケートのため個人の不利に働くことはありませんので、ありのままお答えください。

回答の記入に当たっては、空欄に数字を記入するか、該当する選択肢にシ印をつけてください。

例) Q. 1 あなたの年齢を教えてください
40 歳

Q 2. あなたの性別を教えてください
レ男
女

パート I

Q 1. あなたの年齢を教えてください

_____ 歳

Q 2. あなたの性別を教えてください

男
女

Q 3. あなたは、日系何世ですか

日系 _____ 世
非日系

Q 4. あなたの家族は、あなたを含め何人ですか

_____ 人

パート II

Q 5. あなたは、ブラジルで働いていた経験がありますか

働いていた経験がある
働いていない経験はない

以下このパートの質問 (Q 6. から Q 11. まで) は、Q 5. で「ある」と回答された方にお尋ねします

Q 6. あなたは、これまでブラジルで何年間働きましたか

_____ 年間

Q 7. あなたは、ブラジルの労働手帳を持っていますか

持っている
持っていない

パートⅢ

Q 8. あなたが日本に行くまでに最後にブラジルでの働き方は、次のいずれですか

- 自営業
- 会社員
- 公務員

Q 9. あなたが日本に行くまでに最後にブラジルでの仕事の内容は、次のいずれですか

- 専門的・技術的職業
- 管理的職業
- 事務
- 販売
- サービス業
- 保安職
- 農林漁業
- 運輸・通信
- 生産工程・労務

Q 10. あなたが日本に行くまでに最後となるブラジルでの仕事は、労働手帳に記録されていますか

- 記録されている
- 記録されていない

Q 11. あなたが日本に行くまでに最後となるブラジルでの仕事の月収は、どの程度ありましたか

- 300レアル以下
- 300～700レアル
- 700～1200レアル
- 1200～1800レアル
- 1800～3000レアル
- 3000レアル以上

Q 12. あなたの今回の日本滞在は、何年間の予定ですか。

_____ 年間

Q 13. あなたは、日本に家族と一緒に生活する予定ですか。

配偶者も、子どもも日本で一緒に生活する予定
配偶者は日本で一緒に生活するが、子どもはブラジルに
いる予定

配偶者も、子どももブラジルにいます

配偶者は日本で一緒に生活する予定だが、子どもはいない
配偶者も、子どももない
その他

Q 14. あなたは、日本でどのような仕事をしていますか。

- 聞いている
- 聞いていない

Q 15. Q 14. で「聞いている」と回答された方にのみお尋ねします。その仕事の内容は、次のいずれですか。

- 専門的・技術的職業
- 管理的職業
- 事務
- 販売
- サービス業
- 保安職
- 農林漁業
- 運輸・通信
- 生産工程・労務

Q16. あなたは、日本での仕事の月収がどの程度あると聞いていますか

15万円以下

15万~20万円

20万~30万円

30万円以上

聞いていない